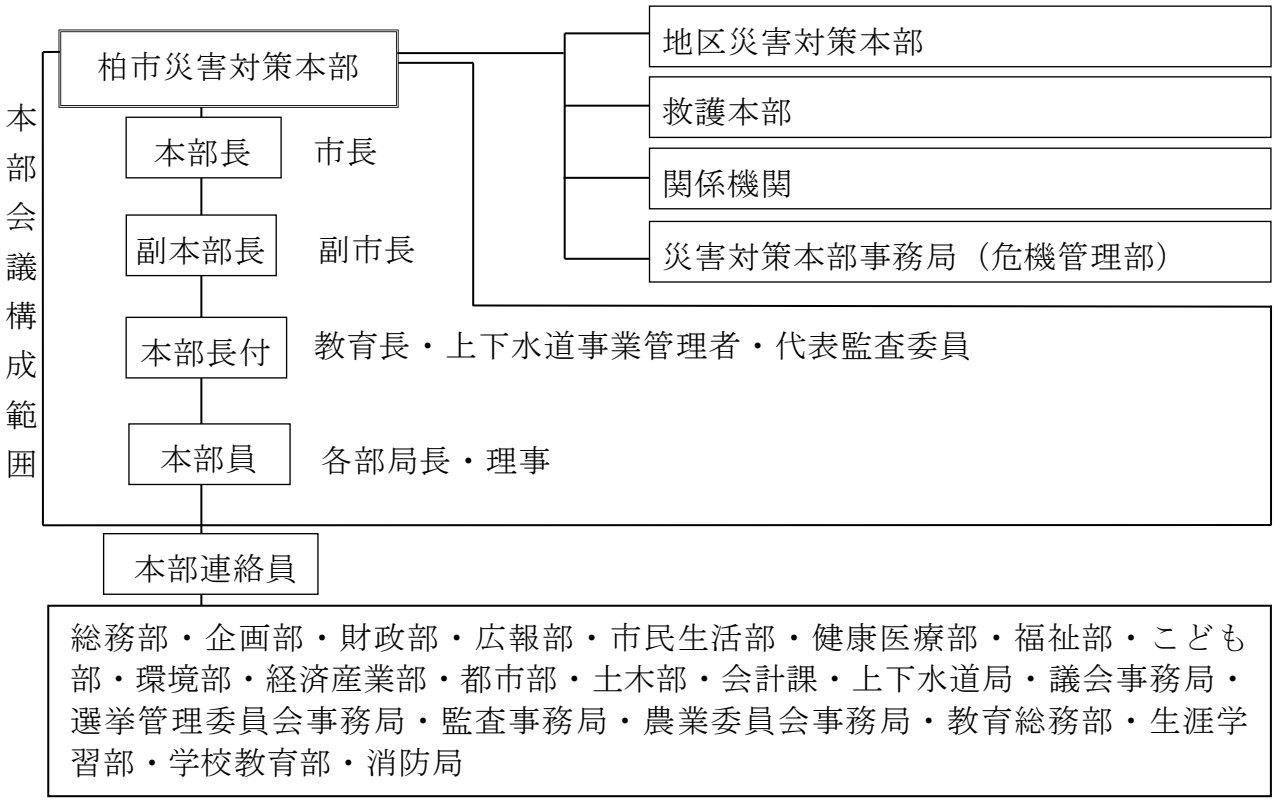
第４編　　危機管理

1　防災

(1) 柏市災害対策本部会議構成



(2) 地域防災計画

災害対策基本法第４２条及び柏市防災会議条例第２条の規定により，柏市防災会議が作成する計画であり，柏市で発生する災害に対し，柏市，県，防災関係機関，公共的団体及び市民が総力を結集し，市民の生命，身体及び財産を災害から守るために実施すべき対策と今後の方向性を示したものである。計画は，震災編，風水害等編，大規模事故編，放射性物質事故編及び資料編で構成されている。

【計画の基本方針】

- ■　人命保護を優先した体制の構築
- ■　自助・共助の育成による被害の軽減
- ■　男女共同参画の視点に立った計画と障害者等の要配慮者への気遣い
- ■　広域的な応援や受援体制の構築
- ■　想定外の事態にも対応可能な体制の構築

(3) 防災施設等

項　目	現　況	備　考
防災行政無線(固定系)	稼働中	基地局 1，屋外受信機 190，屋内受信機 32
災害用 IP 無線	稼働中	計 300 台
広域避難場所	4 カ所	千葉県立柏の葉公園，日立柏総合グランド，中原ふれあい防災公園，大堀川防災レクリエーション公園
指定緊急避難場所	146 カ所	学校の校庭，公園等
指定避難所	112 カ所	学校の体育館，近隣センター等
防災備蓄倉庫	42 カ所	単独倉庫（公園，学校の校庭等）36，教室倉庫（小中学校の教室等）6
耐震性(井戸付)貯水装置	25 カ所	各コミュニティエリアに最低１箇所整備
防災用簡易井戸	45 カ所	手押し式

(4) ペット避難

ペットを含め誰もとり残さない避難体制の実現を目指して，令和５年９月に「ペット避難受入れに関するガイドライン」を策定し，市内避難所８３箇所において，あらかじめ屋内の定められた飼育スペースを確保し，ペットと避難ができる体制を整えている（柏市は飼い主とペットは別室での避難）。

(5) 災害対応における環境整備

災害時に関係部局や外部機関との迅速な情報共有を目的に，主な災害対応部局がある市役所本庁舎，土木部，上下水道局，消防局に，衛星通信であるスターリンクと４面のマルチモニターを導入した。また災害対策本部にも６面のマルチモニターを導入し，災害対策本部機能の強化を図った。

(6) 自主防災組織

地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的に，町会又は自治会等を単位とし，昭和５３年１１月に発足した。令和８年４月１日現在，２４６組織が結成されている。主な事業は，防災知識の普及，地域内の防災環境の点検，防災訓練の実施などである。

２　基地対策

(1) 市内の防衛施設

ア　海上自衛隊下総航空基地

(ｱ) 所在地　柏市藤ヶ谷１６１４番地１

(ｲ) 面積　２，６２５千㎡（柏市域１，７３９千㎡・鎌ケ谷市域８８６千㎡）

(ｳ) 施設　滑走路（延長２，２５０ｍ，幅員４５ｍ），庁舎，隊舎，格納庫，弾薬庫，燃料庫　ほか

(ｴ) 主要装備　Ｐ－１

イ　陸上自衛隊柏高射教育訓練場

(ｱ) 所在地　柏市大室１７３９番地

(ｲ) 面積　１３０千㎡

(ｳ) 施設　管理棟

(ｴ) 主要装備　誘導器

ウ　航空自衛隊航空システム通信隊中央通信隊柏送信所小隊

(ｱ) 所在地　柏市十余二１７５－４

(ｲ) 面積　６９千㎡

(ｳ) 施設　航空機無線局

(ｴ) 主要装備　無線電話中継機器，アンテナ

(2) 基地対策

ア　騒音対策について

下総基地の航空機から発生する騒音の軽減化を図るため，飛行活動の時間制限の短縮や早朝，夜間及び休日における飛行訓練自粛などについて，下総基地に要請している。なお，柏市で騒音苦情等を受け付けた場合は，基地にその都度苦情内容を報告している。

イ　航空機安全対策の要請について

北関東防衛局や下総航空基地など関係機関に対して，航空機事故の防止を図るため，十分な整備・点検を行うよう要請している。

ウ　飛行訓練等に係る事故への対応について

地域防災計画や危機管理マニュアルを作成し不測の事態に備えている。

なお，事故が発生した場合は，速やかに情報提供することなどを求めている。

エ　防衛関係の情報収集について

基地部隊の改編や航空機更新等の情報を速やかに提供するよう北関東防衛局などの関係機関に要請している。

オ　防衛施設周辺自治体との連携について

基地に関連した計画で，市民生活に大きな影響を及ぼす恐れのある事項については，周辺自治体と連携して関係機関に要請している。

また，全国基地対策協議会，防衛施設周辺整備全国協議会に加盟し，基地が所在する全国の自治体と情報交換し，連携を図っている。

(3) 防衛施設周辺のまちづくり

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく各種補助制度等の活用を図ることにより，計画的なまちづくりを進めている。

３　防犯（安全安心まちづくり推進事業）

柏市は，県内市町村で３番目の生活安全条例となる「柏市安全で安心なまちづくり推進条例」を制定，平成１３年４月１日から施行し，市民や事業者の安全意識，防犯意識を高め，市，市民及び事業者がそれぞれの責務と自覚を持ち，警察署をはじめとする関係機関，団体が一体となり，市全体で犯罪防止のため「犯罪が起こりにくいまちづくり

（地域づくり）事業」，「防犯啓発事業」，「犯罪を起こさせない人づくり（組織づくり）事業」の３つの事業体系，「防犯関係機関との連携」等の防犯施策を展開している。

(1) 犯罪が起こりにくいまちづくり（地域づくり）事業

ア　街頭防犯カメラの設置

ひったくり，自動車盗及び車上狙い対策として，１８５台の街頭防犯カメラを設置している。また，平成３０年度からは町会等に街頭防犯カメラ設置費用の一部を補助する制度を開始し，令和７年度は９団体１４台分に対し補助金を交付している。

イ　市民安全パトロール隊事業

パトカーと同様の塗装を施した青色回転灯装備車両２台による地域巡回パトロールを民間警備業者に委託業務として実施している。

(2) 防犯啓発事業

ア　「広報かしわ」への記事掲載

イ　SNS を活用した防犯情報の配信

ウ　防犯ポスター募集・掲示

(3) 犯罪を起こさせない人づくり（組織づくり）事業

ア　柏駅周辺の客引き等対策

平成２９年６月に県内初となる「柏市客引き行為等禁止等条例」を制定し，客引き等対策指導員による啓発活動を実施している。

イ　振り込め詐欺等の対策

平成２８年４月に全国の市区町村では初めてとなる「柏市振り込め詐欺等被害防止等条例」を制定し，振り込め詐欺等の抑止に力を入れて取り組んでいる。

ウ　防犯講習会

町会や自治会等に犯罪情勢や防犯対策，市の取り組みなどを説明することで防犯意識を高め，地域における自主防犯活動の活発化を図っている。

(4) 防犯関係機関との連携

ア　公益社団法人千葉県防犯協会

イ　柏市防犯協会

ウ　柏駅周辺防犯推進協会

４　交通安全

(1) 交通安全教室

交通事故防止及び交通安全意識の高揚を図り，あわせて市内の交通秩序の確保を目的に，広報啓発活動を行うとともに，幼児，小・中学生，高齢者等を対象とした交通安全教室を開催している。市内中学校７校では「スケアード・ストレイト自転車交通安全教室」を開催し，スタントマンによる模擬交通事故を実演。

■交通安全教室開催状況

区分	令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)
幼　　児	17	780	17	491	24	813
小 学 生	113	18,478	121	19,957	118	20,201
中 学 生	7	3,449	7	3,151	7	3,653
高 校 生	0	0	0	0	0	0
一　　般	33	515	0	0	0	0
高 齢 者	14	583	12	360	24	882
合　　計	184	23,805	157	23,959	173	25,549

(2) 自転車乗車用ヘルメット購入補助金

ヘルメットの着用促進を図るため，２，０００円を上限に補助金を交付。令和７年度は２，４４８件，４，８８８，０２８円の交付実績であった。

５　犯罪被害者等の支援

令和６年７月に柏市犯罪被害者等支援条例を施行し，犯罪被害に遭われた方とその家族，遺族へ条例に基づく支援を実施している。